

デモテック戦略特別委員会審査日程

開議日時：令和4年3月11日（金曜日）午後1時
場 所：議事堂大会議室（オンライン）

1. 開議
2. オンライン本会議を可能とする会議規則の検証
3. Zoom 投票機能による議場内選挙の模擬
4. その他
5. 散会

(令和4年3月11日資料) 模擬オンライン本会議開催による第一次まとめ

○実施可能と判断したもの

<p>取手市議会会議規則現行 ↓ オンラインVer案</p>	<p>実施事項や議論経過</p>	<p>現時点での委員会の結論</p>
<p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p>↓</p> <p>議員は、招集の当日開議定刻前に招集者が指定した議事の間(以下「議事の間」という。)に参集しなければならない。</p>	<p>・オンラインでは「議事堂」に参集するものではないため、その定義を「招集者が指定した議事の間」＝「議事の間」とした。</p>	<p>・オンラインで招集する空間、場所を「議事の間」とした。</p> <p>・オンライン出席時は現在、取手市議会申し合せのとおり招集時刻の15分前にオンライン入室し、音声映像確認等を実施する。</p> <p>【課題】</p> <p>・電波障害等でオンライン入室が困難な場合、但し書き等の条文は必要ないのか。例えば送信側の不備などではどうすることも出来ないのではないかなど。その際連絡が取れていれば、遅刻、欠席にはならないなど。</p> <p>・議員側には申し合せ等で、前日までには会議に臨む場所等の環境確認などを行うような項目を規定しては。</p>
<p>第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時</p>	<p>・本当に本人から提出されたものかどうかの判断は？</p> <p>・「文書により」は必要か？「文書等」にするのはどうか。</p>	<p>・これまでは欠席しなければならなかったものもオンラインであれば出席することができ、議員の職責を果たすことができる幅が広がる。</p> <p>・議員からのメール送信により押印、自署なく提出されたものとみなす。</p>

<p>刻までに議長に文書により届け出なければなら ない。ただし、特にやむを得ない理由により、 事前に届け出ることができないときは、この限 りでない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員は、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶 者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを 得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又 は早退するときは、その理由を付して、当日の 開議時刻までに議長に文書（文書に代えて電磁 的記録（電子的方式、磁気的方式其他人の知 覚によっては認識すること ができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報 処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を 作成した場合にあっては、当該電磁的記録。こ の条、第13条、第62条、第79条、第80条、 第83条、第91条、第139条の2第2項におい て同じ。）により届け出なければならない。ただ し、特にやむを得ない理由により、事前に届け 出ることができないときは、この限りでない。</p>		
<p>第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、 議長が定める。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議長は、一般選挙後最初の会議において、議員 番号を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議席→議員番号 ・ 画面の並ぶ順番はどのように決めるのか。 	<p>「議席」を「議員番号」とし、同姓同名にも対 応する。</p>
<p>議席には、番号及び氏名標を付ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号、氏名の画面表示の際、番号や文字、ス ペースの全角半角などの統一。 	<p>オンライン画面上の表示を「議員番号と氏名」 としていく。</p>

<p>議員は、会議出席時、議員番号及び氏名を表示する。</p>		
<p>第9条 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでは代替の合図は必要か？ ・削除して良いのではないか。または、号鈴ではなく議長呼びかけなどではないのでは。 ・開議前に接続確認をする必要があるのでは不要。 	<p>規定条文を削除する。</p>
<p>第12条 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。 ↓ 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議事の場の外にいる議員に出席を求めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退席？か退室か？ ・例えば2条1項「欠席」、9条2項「出席議員」と「席」を使用しているので、「退席」で良いのではないか。 ・「退室」とした場合、「出席」ではなく「入室」にしないで良いか、統一性兼合いはどうか。 ・「議事の場の外にいる議員に」下線部分は良しとする。 	<p>「議事の場の外にいる議員に」していく。</p>
<p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行なう。 ↓ 法第113条の規定による出席催告の方法は、議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書等又は口頭をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「議事堂に現在する議員」に加えて、「入室/出席している(画面オフで映像を映し出さない)議員。 ・「文書」を「文書等」としてはどうか。 ・2条1項を準用。 	<p>議事堂の考えを廃したため、シンプルに規定するとともに、文書等とした。</p>
<p>第14条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出する方法はどうする？(直接持参、郵送、 	<p>未決定。本条のほか委員会提出議案や修正の動</p>

<p>議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>メール等、もしくは現行を踏襲するかなど。) <ul style="list-style-type: none"> ・署名や押印の考えともリンク。スラックという決裁のシステムがある……。 ・メールで回して同意が確認できていればよいのでは？であれば、新たなシステムを入れる必要はない。 </p>	<p>議も同様。</p>
<p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p>		<p>本条は改正せず、第168条でデジタル文書OKとし、SideBooksへの登載を配布と解する。</p>
<p>第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。</p>	<p>・「通知」の定義は？</p>	<p>既に取手市議会では通知に関し、「Eメール」によって実施している。</p>
<p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>発言は、全て議長の許可を得なければならない。ただし、発言が簡単なものである場合は、この限りでない。</p>	<p>・議席の概念をどうする？</p>	<p>改正</p>
<p>第51条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を求めなければな</p>	<p>・ミュート解除して「議長」と呼べない。 ・画面上で議長にわかるよう挙手</p>	<p>・挙手により発言要求</p>

<p>らない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>会議において発言しようとする者は、挙手して、議長の許可を求めなければならない。</p>		
<p>第54条</p> <p>議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議長が議員として発言するときは、議事進行を交代して発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長として議事進行を行うことができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議長席に復することと、議事進行を行うことを同等の行為とみなせるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議席はないため文言整理改正
<p>第62条第2項</p> <p>質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書等で通告しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「文書等」にすればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正
<p>第62条第4項</p> <p>質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「議事の間」に 	<ul style="list-style-type: none"> ・文言改正

<p>の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議事の場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p>		
<p>第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>表決の際、不在議員は、表決に加わることができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議場の定義なしのため改正が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・文言改正
<p>第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン画面上では起立は判別しにくいので挙手のみに改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 起立はなくし、挙手のみにしていく。
<p>第70条第2項 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・起立者を削除改正

採らなければならない。		
<p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は電子採決システムによる投票により表決を採らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、挙手又は電子採決システムによる投票により表決を採らなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『起立』は『挙手』で良いと思う。 ・『電子採決システム』の内容で、機器等を活用した投票の際にもこの文言で有効か、再検討の必要性はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起立を削除
<p>第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書等であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条の文書定義を準用。 	
<p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条の文書定義を準用。 	

<p>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書等で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>		
<p>第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書等で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条の文書定義を準用。 	
<p>第85条第4号 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>職務のため議事の場合に出席した事務局職員の職氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事の場合 	
<p>第86条 会議録は、取手市ホームページで公開するとともに、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		

<p>会議録は、取手市ホームページで公開するとともに、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第168条において同じ。)による提供を含む。)する。</p>		
<p>第91条第3項 委員は、第1項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書により届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員は、第1項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書等により届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条の文書定義を準用。 	
<p>第94条第2項 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は委員会の議事の場の外の委員に出席を求めることができる。</p>		

<p>第94条の2</p>		<p>(新規案) 取手市議会委員会条例(昭和45年条例第32号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項及び第119条第2項の出席委員とする。</p>
<p>94条の2第2項</p>		<p>(新規案) オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>
<p>第112条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>秘密会を開く議決があったときは、委員長は、秘密会の議事を行うため、委員長の指定する者に限った議事の間を設けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議の秘密会の議事と同様 	
<p>第112条第2項</p>		<p>(新規案) 秘密会による会議出席者は、前項の規定による者以外にその議事の経過を知られない措置をして、出席しなければならない。</p>
<p>第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議における議長と同様 	

<p>長席に復することができない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員長が、委員として発言するときは、その発言が終わるまでは、委員長に復することができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長として議事進行を行うことができない。</p>		
<p>第129条</p> <p>表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>表決の際開会の場所にいない委員は、表決に加わることができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議同様 	
<p>第131条</p> <p>委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議同様 	
<p>第131条第2項</p> <p>委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議同様 	

<p>委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。</p>		
<p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議同様 	
<p>第132条第2項 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>同時に前項の記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議同様 	
<p>第133条の2</p>		<p>(新規案) 電子採決システムによる投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。</p>

<p>第133条の2第2項</p>		<p>(新規案) 電子採決システムによる投票による表決において、議長が投票の終了を宣告するまでの間に、出席委員が電子採決システムのいずれのボタンも押していない場合は、当該出席委員は反対のボタンを押したものとみなす。</p>
<p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手又は電子採決システムの方法で表決を採らなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議同様 	
<p>第139条の2 前項の規定による許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>前項の規定による許可を求めようとするときは、文書等により請求しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条の文書定義を準用 	
<p>第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p>		<p>※第168条でデジタル文書OK</p>

<p>第154条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議員は、会議中は、みだりにその席を議事の間を離れてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事の間 	
<p>第155条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>何人も、会議中、喫煙してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この規定そのものが不要ではないか。 ・ 規定しておくことにより、反したとき、懲罰の対象となる。 	
<p>第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本会議又は委員会の議事の間において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、あらかじめ議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>		
<p>第165条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議事の間において宣告する。</p>		
<p>第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決</p>		

<p>定する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>議長は、議事日程、答弁書、請願文書表、陳情書又はこれに類するもの及び議長又は委員長が許可した資料等印刷物を、電磁的方法により閲覧できる状態に置く措置を講ずることにより、これらの文書の配布に代えることができる。</p>		

○現時点で実施が難しいと判断したもの（第4節 選挙）

取手市議会会議規則（現行・オンライン版）	実施事項	現時点での委員会の結論
<p>第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の対象：正副議長、仮議長、選管の委員、広域連合の議員、農委の委員など ・選挙を指名推選の方法に変えることもできるが…（法118条2項） <p>人を決める行為であるが、議決とは性質的に異なっていることに注意が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公選法の準用規定にはない会議規則条の規定はオンラインに即してはどうか。 ・条文の変更は無いが、 選挙の機械的な方法の検討を進める。 ・機械等を使用する選挙は認められるのか。地方自治法等の確認や解釈、改正の必要性など。 ・参集とオンライン両者併存での開催となった際の選挙はどのように行うのか。選挙は完全に機械使用とするなど十分な検証。⇒<u>全議員オンラインでの投票、議員定数の半数が議場から、半数がオンラインでの投票の実施。</u> <p>議場内投票システムの構築。または、国会同様記名投票にすれば、投票の秘密は不要となり、かつ、立候補制とし、10名以内の立候補者数にすれば現在のZoomでも投票が可能。</p> <p>↓</p> <p>10名以上でも投票が可能になった＝選択式ではなく、入力式の機能が付加され、模擬を実</p>	

施。

準用公選法 68 条 1 項 1 号では、投票用紙を用いない投票は無効とされてしまう。

◆地方自治法第 97 条

普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

◆地方自治法第 118 条

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

◆公選法第 46 条（投票の記載事項及び投函かん）

衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

◆第 47 条（点字投票）

◆第 48 条（代理投票）

◆第 68 条（無効投票）衆議院（比例代表選出）

議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

1 所定の用紙を用いないもの

2 公職の候補者でない者又は第86条の8第1項、第87条第1項若しくは第2項、第87条の2、第88条、第251条の2若しくは第251条の3の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

3 第86条第1項若しくは第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第1項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第9項後段の規定による届出に係る候補者又は第87条第3項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの

4 一投票中に2人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

5 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの

6 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

7 公職の候補者の氏名を自書しないもの

8 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

	<p>第95条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。</p> <p>③ 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票</p> <p>2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。</p>	
<p>第26条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。</p> <p>↓ 選挙を行う際議事の場合にいない議員(以下「不在議員」という。)は、選挙に加わることができない。</p>	<p>システムでの対応ができたときに公職選挙法に抵触しないか。</p>	<p>「議場」を「議事の場合」に改正する。</p>
<p>第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>↓ 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議事の場合を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公選法46条により「投票所において投票用紙に自署して投票箱に入れる」ことが要請されているが、議場の閉鎖は法的に要請されていない。国会は議場を閉鎖しない運用としている。 ・議事の場合の閉鎖をしていく場合、オンラインでは、議長が出席議員数を述べた後、 ・地方選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の適用にできれば、オンライン投票も可能か? 	<p>「議場」を「議事の場合」に改正する。</p>

<p>第28条第1項 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。</p> <p>第28条第2項 議長は、職員に投票箱を改めさせなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表題をどうするか。例：「投票用紙の配布及び投票箱の点検」→「投票の準備」など。 ・条文の改正、例：「投票の機械的機能の準備確認」の追加など。 	
<p>第29条 議員は、職員の点呼に応じて順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</p>		
<p>第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。</p>		
<p>第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p> <p>第2項 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。</p> <p>第3項 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。</p>		
<p>第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。</p>		<p>「議場」を「議事の間」に改正する。</p>
<p>第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の投票用紙を保存するものから、議場内投票システムで実施した場合、何をどのように 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの投票結果をデータ保存する

<p>の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。</p>	<p>残すのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Zoomの投票システムによる模擬投票の実施 ＝開票時、画面共有で出る被選挙人氏名はランダム表示のため問題なし 	
<p>第48条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密会の議事は難しいのでは？ 	<p>(改正案) 秘密会を開く議決があったときは、議長は秘密会の議事を行うため、議長の指定する者に限った議事の間を設けなければならない。</p>
<p>第49条 秘密の保持 に第3項として追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事の秘密を保持するため、秘密会出席議員にその措置を義務付けていく。 ・イヤホンなどを使用し、周囲に議事が漏れないよう配慮する。 ・例えば、自宅等で議事を理解できない(しにくい)であろう乳幼児や病気を患っている人が周囲にいた場合、どのように考えていくか。 	<p>(改正案) 秘密会の出席者は、議事の内容を知られることのないよう必要な措置を講じた上で、出席しなければならない。 →出席者に義務を課すことによって、これに反したときは懲罰の対象としていく。</p>
<p>第49条 秘密の保持 に第4項として追加</p>		<p>(改正案) 議長は、秘密会の出席者に対し、当該出席者以外の者に議事の内容を知り得る状況にないか確認しなければならない。</p>
<p>第49条 秘密の保持 に第5項として追加</p>		<p>(改正案) 秘密会の出席者は、秘密会の会議中において、当該出席者以外の者に議事の内容を知り得る状況が生じたときは、直ちに議長にその旨を申告しなければならない。</p>
<p>第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議場内模擬投票の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票用紙の代替は？ ・オンライン時ではどのように行うか。条文の検討も必要有りではないか。

ない。		
<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・準用しなければいいのでは？ ・オンライン時での投票はどのように行うか、それにより条文内容も検討する。

○その他

取手市議会会議規則（現行・オンライン版）	実施事項	現時点での課題
<p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン時の記名投票は可能か。 ・条文をどのようにするか検討の必要が有るのではないか。 ・オンラインでの投票を電子採決と呼ぶか
<p>第158条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・完全オンラインとなった場合はどのような内容にするか。削除するかなど。 ・『50条の発言の許可等』と合わせられないか。

下院規則で、投票できるようにします、議場にいらなくても大丈夫ですということに幅広く解釈をして運用されている現状があります。

我が党でも奥野議員が、憲法改正が実現しなければオンライン審議、審査ができないといったような、ハードルを上げて実現を難しくするような議論じゃなくて、有事においては目の前にある課題を適切に改善していく建設的な議論を私は各党各会派で行っていくべきであるということを考えているんですが。

そこで、立法院の衆議院議員であり、行政府の要である官房長官に伺わせていただきますが、新型コロナウイルスの感染拡大がこれだけ多くなっている中で、国会でクラスターなどが発生したときにも、国民の生命や財産、これを扱う立法院や行政府の業務を滞らせることがないように、私は、立法院としても、行政府としても、国会におけるオンライン審議、審査を行える環境整備をした方が、業務の継続性や効率性、危機管理の観点からいいんじゃないかなと思うんですが、官房長官、いかがでしょうか。

○松野国務大臣 中谷先生にお答えをいたします。国会審議のオンライン化についてという御質問でございますけれども、国会の議事の在り方につきましては国会でお決めのいただくものでございまして、政府の立場で御意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。議員御指摘の点も含めて、各党各会派において御議論をいただければと思います。

○中谷（一）委員 行政的な観点からも、やは

りこの立法院が変わることに対して、よりよくなるという感想も持ちませんか、長官。

○松野国務大臣 繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、三権分立の制度下におきまして、極めて重要な国会の御審議でございます。その運びに関しましては、国会で、各党各会派において御議論をいただければと思います。

○中谷（一）委員 これ以上の審議は午後に移らせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

○根本委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

○根本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。中谷一馬君。

○中谷（一）委員 質問に入らせていただきます。中谷一馬でございます。

午前に引き続きまして、午後の質問に入るわけでございますが、地方自治体議会のオンライン本会議の開催ということで、総務大臣にお越しをいただいております。よろしくお願いたします。

今、地方自治体の多くから意見書が寄せられているということは大臣も御存じだと思います。約三十の自治体から、若しくは都道府県議長会からオンライン本会議、これを実現するための地方自治法の改正であったりとか、出席の解釈、こういったものに対しての変更というものをやってほしいということが様々なところから声として上がっ

ている現状があります。

私自身も、昨年の三月に、内閣委員会で、当時、総務副大臣でしたが、質疑をさせていただきまして、これらの改正、出席の解釈変更であったりとか法文の改正をした方がいいんじゃないですかという趣旨の質問をさせていただきまして、返ってきた答弁としては、「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております。」という答弁が返ってきたんですけれども、私は、少なくとも、先進的に自治体が進めたいと思っている事例に関して国が足を引く張るようなことをしちゃいけないと思うんですよ。むしろ、国がやらないと地方ができないみたいなことになってしまおうと、それこそおかしなことになってしまいますので、私は、柔軟にこういった地方自治体の先進的な取組はサポートをしていくべきだということを思っている立場なんです。

そこで、大臣にまず冒頭伺いますが、この答弁における国会の出席の解釈と地方自治体議会の出席の解釈を一にして検討しなければならぬ根拠はそもそも何かあるんでしょうか、お示しく下さい。

○金子（恭）国務大臣 中谷委員に御答弁申し上げます。

これまでも御質問していただいていることは認識をしております。午前中、松野官房長官からも御答弁したとは思っているんですが、もう釈迦に説法でございますが、地方議会の本会議においては、地方自治法上、「議員の定数の半数以上の議

員が出席しなければ、会議を開くことができない。一などとされており、定足数や表決の要件として、出席と規定されており。

中谷委員が御主張のとおり、これについては、この出席が、現に議場にいることと解されており、憲法あるいは国会法に言う出席と同様の意義と解されており。したがって、オンラインによる本会議の開催は認められないものと考えております。

オンラインによる本会議の開催については、まずは、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運営上の工夫などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないというふうを考えております。

○中谷（一）委員 大臣、確認をさせていただきませんが、今のこの国会で実現していないものは地方議会では認められない、要するに、国会の出席と一にするという趣旨のものに対して、これ、まあ国会準拠論の話だと思っておりますけれども、法的根拠はないという認識で正しいですか。要するに、解釈でそれが行われているという認識で正しいか、確認させていただきます。

○金子（恭）国務大臣 これは、地方自治法の解釈でそのようになっております。

○中谷（一）委員 この解釈も昭和二十五年から変わっていないわけですよ。要するに、七十年以上変わっていない解釈を今の時代に持ち出して、令和二年のコロナがやはり出した時期に、わざわざ、これは暗に議場にいないと駄目ですよという

ことを通知で出すこと自体が、僕は論としてはずれていると思うんです。

なので、もう一度確認させていただきませんが、法的根拠はないんだけれども、解釈がそうだから総務省として通知を出しているという理解でよろしいですか。

○金子（恭）国務大臣 地方議会の本会議は、その団体意思を最終的に確定させる場であり、その際の議員の意思表示は疑義の生じる余地のない形で行われることが必要であります。

出席の解釈につきましては、委員御指摘のとおり、従前からの解釈に立っているところでありますが、この解釈を変更することについては、国会における対応のほか、先ほども申し上げましたように、一部の地方議会において実施されているオンラインによる委員会の開催状況や、そこで生じている課題、運営上の工夫などをよく踏まえて、慎重に検討しなければならないと思っております。

○中谷（一）委員 地方の声を是非聞いていただきたいんですけどね。

資料でも配付をさせていただきましたが、みんな、オンラインで本会議をやりたいと思ってる人が多いいんですよ。なぜならば、やはり、業務をむしろ継続させなきゃいけないと思ってるし、効率的にしなきゃいけないと思ってるし、みんなが参加できる形でしなきゃいけないし、しかも、それは既知の技術でもうできる状況にあるんだから、私たちが、国会が進められないのは、それは国会の議論があるからしようがないよ、でも、地方自治体が先に進められるところは地方の権限で

進めさせてよという切実な思いがここには詰まっていると思うんですけどね。

なので、是非、大臣、出席の解釈、これを変更していただくか、地方自治法でこれが、オンライン本会議ができる環境を、むしろ、是非一緒に考えて、整えていただくことに力をかけていただけませんか。

○金子（恭）国務大臣 先ほど、まずは地方議会におけるオンラインによる委員会の開催ということを申し上げます。

地方自治法上も、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点を踏まえ、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えない旨を、令和二年四月の通知でお示ししております。

さらに、地方からの思いの中で、オンライン委員会、これについては、条例等の改正状況につきましては、全団体千七百八十八団体の中で、実際、条例改正までして委員会が動いているところが一九％しかございません。さらに、オンライン会議を開催している団体は、全部で四団体しかないということがございます。

しっかりと、この状況を見ながら、今おっしゃったことも含めて、我々も受け止めていきたいと思っております。

○中谷（一）委員 これは、国がやはり方針を示してあげないことには、やろうと思っても動き出せない議会がたくさんある。しかも、先進的にやりたいと思っている自治体の、そのやはり尊厳をどう重んじるかということは、僕は極めて重要だ

と思っっているんですね。

デジタル担当大臣、ちょうど同席なので是非伺いたいんですが、デジタル社会の形成に、まさにその司令塔としての立場を果たされている方だと思います。未来志向で社会のDXをどう進めるかというお立場の中で、今の答弁で本当にいいですか、あれで。是非御答弁ください。

○**牧島国務大臣** 議論を聞かせていただいています。

地方自治法の解釈、また、総務大臣がおっしゃっていること以上のことは、私の立場で申し上げることはできないのですけれども、地方自治体や地方議会、一般論として、DXを進めたいというお気持ちがあることは、私たちとしても重く受け止めております。

○**中谷（一）委員** 是非、閣内で様々議論をしていただいで、地方でやはりそういう声が現実的にあって、意見書が上がっているわけですから、是非柔軟な対応を求めさせていただきまことを要望させていただきます。

続きまして、在外邦人の投票環境についてという質問に移らせていただきます。

こちらも資料を用意させていただいたんですが、政治学において、個人が選挙に行くことの合理性というものをライカー・アンド・オードシユックのモデルで表されることがあります。これを簡単に説明すると、みんなが投票に行くモチベーションはいろいろあるんだけど、これを全て掛け合わせた数値よりもコストが勝ったときには、みんな投票に行かなくなりまますよ、そういうたモ

デルです。

その中で、例えば、東京―新潟間の距離を移動しないと在外公館にたどり着かないとか、宿泊とか移動費で二万六千円費用がかかるとか、いろいろな報道がまさに出ていたわけでありますけれども、この在外の投票環境をどう整えていくかということは、まさに憲法で保障された参政権を守ることにつながると思っておりますので、質問と改善提案を行わせていただきたいと思います。

こちらでもパネルを用意させていただきました。約百万人、海外に有権者がいらつしやいます。そのうち、投票できた人は約二万人、二万人弱、二%以下だったということなんです。これの大きな要因というのは、そもそも在外の投票を行うには、自治体の選管に対して在外選挙人名簿の登録の手続、これが必要になるわけなんですけれども、海外へ転出後の手続というのは、在外公館まで行かないと行うことができないんです。その後、登録までに二、三か月の月日を要するというところで、結果として、百万人以上海外有権者がいるのに、在外選挙人の名簿登録をできた者というのは九万六千四百六十六人しかなくて、一〇%にも満たないわけですね。しかも、この九割の方が登録をできていない、一〇%にも満たない方しか登録をできていない状況の中で、その中で更に投票できた人が二〇%しかいない。

この現状を見たときに、火を見るよりも明らかなのは、政府が在外邦人に過度な負担をかけている状態を放置をしまつている、まずこの現実

に向き合わなければならぬということをお思っているんですね。

その中で、私は、この在外邦人の選挙人名簿の登録などの事前手続に関しては、ウェブを活用してもっと簡便に登録ができる形に改善することは今の技術ならもう全然可能だと思うんですけれども、大臣、是非改善していただかせんか。

○**金子（恭）国務大臣** 在外公館における在外選挙人名簿への登録申請は、厳格な本人確認等が必要であります。そういうことで、登録申請書における本人の署名や旅券等の提示を求めています。一方で、コロナ禍において、登録申請のために在外公館に出向くことが困難な場合があることについては、外務省からも伺っているところがございます。

そのため、現行法の下で、登録申請書を郵送し、ビデオ通話を活用して旅券等の提示を行うことにより、在外公館に出向くことなく登録申請を可能とするということについて、外務省とともに検討することとしております。

○**中谷（一）委員** それは対面の手続が簡略化されるので、とてもいいことだと思います。

そして、手続に関しても、今、厳格な本人確認は、インターネットバンキングですらマイナンバーカードのようなものを使わなくてもできる体制というのは整っていると思えますし、もっと言えば、二年後にはこのマイナンバーカードが在外邦人も持つようになりますから、そのタイミングでは、必ずこのウェブでの申請手続というものはもっともっと簡便にできる形にしていきたい